

函館市監査公表第25号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

函 子 企
平成29年9月12日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

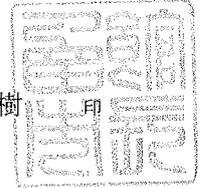
部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年11月30日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月29日
調査対象事項名	予算の執行について		
指摘事項, 意見 ・ 要望事項			
1 指摘事項 一般会計歳入予算（款）分担金及び負担金中，保育所入所負担金140,891,950円について，函館市会計規則（昭和39年規則第9号）第19条に規定する会計管理者への調定の通知がなされていない状況であったことから，チェック体制を強化し，遺漏のない事務の執行に努められたい。			
2 監査意見 保育所入所負担金をはじめとする所管の収入金については，多額の収入未済を生じていることから，収入の確保により一層努められたい。			
措置内容，対応・考え方等			
1 指摘事項 会計管理者への調定の通知について，作業内容を検証し，平成29年度から財務会計電算システムの端末により調定が会計課に通知されていることの確認を徹底したほか，月締め後に印刷する収入原簿の調定額との突合を複数の職員で実施するなど，チェック体制を強化しており，今後においても遺漏のない適正な事務処理に努めてまいります。			
2 監査意見 所管の収入金について，催告の強化および差押えなどを実施しておりますが，今後においても引き続き，未納者に対する分納などの納付相談を丁寧に行い，収入の確保に努めてまいります。			

函子企
平成29年9月12日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

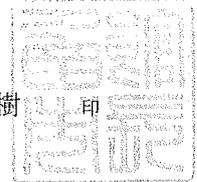
部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	平成28年11月30日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月29日
調査対象事項名	現金取扱事務について		
指摘事項, 意見・要望事項			
指摘事項 市立保育所の管理および運営に関する事務は子どもサービス課の所掌であるところ、保育所児童の災害共済に係る「日本スポーツ振興センター保護者負担金」の収入事務を子ども企画課が取り扱っていたことから、事務分掌に則り適切に対応されたい。			
措置内容, 対応・考え方等			
「日本スポーツ振興センター保護者負担金」の収入事務について、平成29年度から子どもサービス課が取り扱うこととしました。			

函 子 企
平成29年9月12日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹 印



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	平成28年11月30日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月29日
調査対象事項名	支出事務について（保育所地域活動事業運営費補助金）		
指摘事項, 意見・要望事項			
指摘事項 補助事業の遂行にあたっては、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）第14条において「補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。」としているため、補助事業は、原則として交付決定後に着手されるべきであり、事業着手前に交付申請させるべきところ、各保育所からの補助金交付申請には、申請前に既に事業に着手しているものが散見された。 また、各保育所の事業実施予定期間は一律に4月1日から翌年3月31日までとの申請がなされているが、調査時点において既に事業が完了していると思われるものが散見され、さらに規則第17条では「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。」としているところ、これらについての実績報告書の提出がない状況であったことから、実態に沿った申請がなされるよう取り扱われるとともに、規則に則った適正な事務の執行を図られたい。			
措置内容, 対応・考え方等			
補助事業の遂行については、函館市補助金等交付規則に則り、交付申請については、平成29年度から、事業着手前の提出の徹底について指導したほか、実績報告については、申請時に事業完了時期を精査するとともに、事業完了後、速やかに実績報告書を提出することを各保育所に改めて周知しました。			